

番号	1. 1
項目	<p>新型コロナウイルス感染症が2類感染症に指定されていた期間(令和5年5月7日まで)における、学校管理下での感染は、「宿泊を伴わない」学校活動においても、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となることを国公立問わず、すべての学校現場および児童生徒・保護者に周知してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症が2類感染症に指定されていた期間における日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の取扱いについては、日本スポーツ振興センターより配付依頼があった情報誌「学校安全ナビ」や「災害共済給付請求事務にかかるガイドブック」などを各学校に配付を行い、周知しております。</p> <p>今後も、日本スポーツ振興センターより、依頼がありましたら、各校に周知してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	1. 5
項目	<p><u>新型コロナウイルス感染症が5類感染症となった現在でも、宿泊を伴う学校管理下（修学旅行等）での罹患が本制度の対象になることを周知してください。また、罹患後の「コロナ後遺症」についても保障してください。</u></p>
<p>（下線部のみ回答）</p> <p>日本スポーツ振興センター災害給付制度における新型コロナウイルス感染症の5類移行後の取扱いについては、他の疾病と同様に日本スポーツ振興センターより配付依頼があった情報誌「災害共済給付請求事務にかかるガイドブック」など各学校に配付を行い、周知しております。</p> <p>今後も、日本スポーツ振興センターより、依頼がありましたら、各校に周知してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141